

国立大学法人東京外国語大学特別招 へい教員規程

〔平成27年 6月23日〕
規則 第 102 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）において雇用又は委嘱する特別招へい教員(以下「特別招へい教員」という。)に関し必要な事項を定める。

2 特別招へい教員の委嘱は、雇用によることが適当でない場合に行うことができる。

(目的)

第2条 特別招へい教員は、グローバルな視野からの研究を加速するため、国内外から招へいする優秀な研究者で、本学の強みや特色を活かし世界的な研究教育拠点を目指すとともに、研究教育活動の一層の推進及び活性化に資することを目的とする。

(職種)

第3条 特別招へい教員は、特別招へい教授、特別招へい准教授、特別招へい講師及び特別招へい助教とする。

(雇用する特別招へい教員の選考)

第4条 雇用する特別招へい教員の選考は、当該特別招へい教員が所属することとなる教授会等の議を経て当該部局長の推薦に基づき、学長が行う。この場合において、国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に報告をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、学長が必要と認めるときは、学長自ら雇用する特別招へい教員を選考することができる。

3 この規程に定めるもののほか、雇用する特別招へい教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(雇用契約)

第5条 学長は、特別招へい教員を雇用する場合は、当該者との間で所定の様式による雇用契約を締結する。

(雇用契約期間)

第6条 雇用契約を締結した特別招へい教員の雇用契約期間は、原則として、1事業年度の範囲内で定めるものとする。

2 前項に規定する特別招へい教員の雇用契約期間は、原則として、当該者が満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えてはならない。

(雇用契約を締結した者の職務)

第7条 雇用契約を締結した特別招へい教員は、本学を世界的な研究拠点とするための研究教育活動について、さらなる推進及び活性化に資する活動を行う。

(雇用契約の就業条件)

第8条 雇用契約を締結した特別招へい教員の報酬の有無、就業態様、就業時間及び就業

場所は、第5条に規定する個別の雇用契約の定めによる。

2 雇用契約を締結した特別招へい教員の報酬は原則として年俸制の給与によるものとし、報酬の額は学長が個別に定める。ただし、学長が特に必要と認めた場合にあっては、年俸制の給与によらないことができる。

3 雇用契約を締結した特別招へい教員の退職手当は、支給しない。

(指揮命令)

第9条 雇用契約を締結した特別招へい教員は、学長及び所属する部局長の指揮命令に従わなければならない。

(委嘱する特別招へい教員の選考)

第10条 委嘱する特別招へい教員の選考は、第4条の規定を準用する。

(委嘱状)

第11条 学長は、特別招へい教員を委嘱する場合は、当該者に委嘱状を交付する。

(委嘱期間)

第12条 委嘱状を交付した特別招へい教員の委嘱期間は、原則として、1事業年度の範囲内で定めるものとする。

2 前項に規定する特別招へい教員の委嘱期間は、原則として、当該者が満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることができない。

(委嘱した者の職務)

第13条 委嘱状を交付した特別招へい教員は、本学を世界的な研究拠点とするための研究教育活動について、さらなる推進及び活性化に資する活動を行う。

(委嘱内容)

第14条 委嘱状を交付した特別招へい教員の委嘱内容は、個別の委嘱状の定めによる。

2 委嘱状を交付した特別招へい教員に、謝金又は滞在費を支払うことができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、雇用する特別招へい教員の就業に関し必要な事項にあっては、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則(平成20年規則第26号)を準用する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、特別招へい教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月23日から施行する。